

八尾市つどいの広場設置運営事業者募集要領 (公募型プロポーザル)

八尾市こども未来部子育て支援課

第1章、事業者募集要領の趣旨、募集概要について

1. 事業者募集の目的

八尾市こどもいきいき未来計画に基づき、在宅の乳幼児（概ね0～3歳児）とその保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い相互に交流を図り、子育てに関する相談や情報収集ができる場として、八尾市つどいの広場事業の実施及び運営に関する受託団体を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選考するため必要な事項を定めるものとする。

2. 募集事業のめざす姿

八尾市つどいの広場は、最初の開設から15年が経過し、災害対応や感染症予防の観点からも、今後の在宅子育て支援施策を効率的効果的に展開するために、つどいの広場の再選定を実施する。在宅児童数は、就学前施設への入所年齢の早期化等により減少傾向にはあるが、児童虐待や子育て世帯の孤立化などの社会問題は深刻化しており、乳幼児とその保護者への支援ニーズは重要性を増している。八尾市では今後、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター、つどいの広場、地域子育てつながりセンター）が相互に連携し、さらには八尾市内の在宅子育て支援関係機関や団体等との連携もより高めながら、地域における子育て世帯支援の強化を図る。

3. 募集事業の概要

(1) 事業名称

八尾市つどいの広場事業

(2) 業務内容

別紙「八尾市つどいの広場事業運営委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

4. 業務委託

(1) 委託期間

令和3年6月1日から令和4年3月31日まで

※ 6月は開設準備期間とし、7月より広場開設とする。

※ 事業の目的が適切に実現され、良好な運営が行われていることを本市が確認した場合は、上記委託予定期間終了後最大9年間は、公募によらず当該団体と委託契約することができるものとする。委託期間中に提出される利用状況報告や運営状況等をもとに、モニタリングを行い、翌年度の更新の可否について決定する。

ただし、翌年度の予算の成立内容により、金額が変更となる場合がある。

なお、委託契約の期間や継続に関しては、今後の八尾市の施策方針により変更される場合がある。

(2) 委託料

上限額 3,735,000 円（令和3年7月～令和4年3月）

開設準備期間（6月）に係る経費については、開設準備金に含まれる。

※ 現つどいの広場を運営している団体が、同じ場所において運営することとなった場合の委託料については別途協議を行うものとする。

※ 新規開設準備に必要な経費については、別紙1を参照。

※ 上記金額は、令和3年度予算の成立により確定するが、内容に応じて、金額が変更となる場合がある。

5. 募集する事業実施地域及び事業者数

今後、八尾市の地域子育て支援拠点は、地域子育て支援センター、つどいの広場及び地域子育てつながりセンターが相互に連携を行えるよう、今回募集するつどいの広場の設置地域および箇所数については、以下のとおりとする。

募集区分	中学校区	小学校区	募集箇所数 (事業者)	エリア担当
A	八尾中学校	用和小学校	1	西郡地域子育て支援センター
		長池小学校		
	桂中学校	桂小学校		
		北山本小学校		
B	久宝寺中学校	久宝寺小学校	1	
		美園小学校		
	成法中学校	八尾小学校		
C	成法中学校	安中小学校	1	
	高美中学校	高美小学校		
		高美南小学校		
D	龍華中学校	龍華小学校	1	
		永畑小学校		
E	亀井中学校	亀井小学校	1	
		竹渕小学校		
F	南高安中学校	南高安小学校	1	南山本地域子育て支援センター
G	曙川中学校	高安西小学校	1	
		南山本小学校		
H	曙川南中学校	曙川小学校	1	
		刑部小学校		
		曙川東小学校		
I	大正中学校	大正小学校	1	志紀地域子育て支援センター
		大正北小学校		
J	志紀中学校	志紀小学校	1	
K	高安中学校	高安小学校	1	東山本地域子育て支援センター
	東中学校	西山本小学校		
		東山本小学校		
L	上之島中学校	山本小学校	1	
		上之島小学校		

※各校区別地域については、別紙2参照。

第2章 プロポーザルへの応募について

1. 応募参加資格

次の（１）～（６）の要件のすべてを満たす法人その他の任意団体とする。

- (1) 子育て支援に関する取り組みに熱意と意欲があり、かつ次のいずれかの要件に該当するもの
 - ①大阪府内に活動拠点を置く法人
 - ②法人格を有しないが、八尾市民を代表とする団体
- (2) 申請日において破産手続、更生手続、再生手続等が開始されていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に抵触しないこと。
- (4) 「八尾市入札参加停止要綱」に基づく入札参加停止及び「八尾市契約関係暴力団排除措置要綱」に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- (5) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 政治若しくは宗教活動を目的としないこと

2. 主なスケジュール

プロポーザルの日程は以下のとおりとする。

実施内容	提出書類	実施日
公募開始（ホームページ掲載）		令和 3年 1月 5日（火） 9時～
説明会参加申込締切	様式15	令和 3年 1月15日（金） 17時まで
応募者説明会開催		令和 3年 1月18日（月） 14時～
参加表明書提出締切	様式14	令和 3年 1月27日（水） 17時まで
質問書の提出	様式16	令和 3年 1月28日（木） 9時～ 令和 3年 2月 4日（木） 17時まで
質問書への回答		令和 3年 2月10日（水） 17時頃
参加申込書等資料の提出締切		令和 3年 4月20日（火） 17時まで
実施場所の現地確認		順次実施
ヒアリング審査の実施		令和 3年 5月中旬
選定結果通知		令和 3年 5月中旬
委託契約締結		令和 3年 6月 1日（火）
開設日（予定）		令和 3年 7月中

※現在つどいの広場を運営している法人・団体が同場所において選定となった場合、開設日については八尾市と協議の上、決定するものとする。

3 問い合わせ・提出先

〒581-0003 八尾市本町一丁目 1 - 1

八尾市子ども未来部子育て支援課地域子育て支援係

TEL：072-924-3954 FAX：072-924-9304

電子メール：chiikikosodate@city.yao.osaka.jp

4 プロポーザル募集要領配布期間

(1) 配布期間

令和3年1月5日（火）から令和3年4月20日（火）までの9時から17時まで

※土日祝を除く

(2) 配布場所

八尾市子育て支援課（本要領第2章3を参照のこと。以下同じ。）

※市ホームページからもダウンロード可能。

5 説明会の開催について

本事業の申込みを予定されている方を対象に応募要領等の解説のため、説明会を開催する。説明会参加申込書（様式 15）に必要事項を記入のうえ、下記期日までに、電子メールで申込みをすること。なお、説明会への参加は、必須ではない。

	説明会について
開催日時	令和3年1月18日（月）14時～
開催場所	八尾市水道局4階大会議室（八尾市光南町1-4-30）
受付時間	13時30分～
参加申込提出締切	令和3年1月15日（金）17時まで
申込先	八尾市子育て支援課地域子育て支援係 電子メール：chiikikosodate@city.yao.osaka.jp
提出書類	（様式 15）
留意事項	・出席者は、1応募団体あたり2名以内 ・当日、募集要領等の配布は行わないので、八尾市ホームページ等でダウンロードのうえ、持参すること。 ・質問については、質問書で受け付けるものとする。

6 参加表明書の提出

本事業の申込みをされる方は、期日までに参加表明書（様式 14）を提出すること。

	参加表明書の提出
提出締切	令和3年1月27日（水）17時まで
申込先	八尾市子育て支援課地域子育て支援係 持参又は郵送（必着）
提出書類	（様式 14）
留意事項	参加表明書の提出がない場合は本プロポーザルの申込は不可とする。

7 質 問

募集要領及び仕様書に質問がある場合は、下記期日まで「質問票」（様式 16）を提出すること。

	内 容
質問の出来る人	参加表明書を提出した法人又は団体
質問期間	令和3年1月28日（木）～令和3年2月4日（木）17時まで
提出先	八尾市子育て支援課地域子育て支援係 電子メール：chiikikosodate@city.yao.osaka.jp

質問方法	「質問票」(様式 16) に記入のうえ、電子メールにて送付すること。 メールタイトルを「質問書(事業者名)」とし、必ず電話にて送信した旨を伝えること。
回答日	令和3年2月10日(水) 17時頃
回答方法	質問に対する回答は、参加表明書を提出した団体に電子メールにて回答する。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、来訪による質問及び質問期間以降の質問は、一切受け付けない。 ・選定の公平性を保つため、質問内容によっては回答しない場合がある。 <p>※ただし、応募物件の場所がどの募集区分に該当するかは個別に回答する。</p>

8 参加申込書等の提出方法

	内 容
提出期限	令和3年4月20日(火) 17時まで ※土日祝を除く
提出方法	事前に連絡のうえ、応募書類を持参すること。
提出先	八尾市子育て支援課地域子育て支援係(八尾市本町 1-1-1 市役所本館 7階) ※令和3年4月以降、執務室が変更になる可能性有 TEL: 072-924-3954 FAX: 072-924-9304 (平日 午前9時～午後5時15分以外は受け付けない。)
提出物	「提出書類一覧」のとおり
提出書類の作成要領	<p>正本 1部 副本 6部(複写可) 合計 7部</p> <p>(1) 提出書類は、すべてA4サイズ。建物配置平面図は、A3サイズ。</p> <p>(2) 正本は、フラットファイル等に綴り書類毎にインデックスを付して、書類の種類が判別できるようにすること。</p> <p>(3) 副本6部にも添付が必要な書類については、正本に添付したもののコピーをつけること。</p> <p>(4) 法人名・団体名等が特定できるような記載はしないこと。</p> <p>(5) 登記簿・住民票等各種証明書はすべて発行された日から3ヶ月以内のものとする。(書類提出日を基準)</p>
申請上の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・様式等は、八尾市ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入し、必要書類を添えて、応募期間中に提出すること。 ・申請期間終了後の申請書類の再提出、差替えは認めない。 ・申請に要する経費は、申請者の負担とする。 ・応募状況の問合せ、提出書類の内容の確認には応じない。 ・提出書類は返却しない。 ・提出された書類は、当業務に係る募集の選定以外には使用しない。ただし、八尾市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、対象文書として公開する場合がある。 ・参加表明書提出後、応募を辞退する場合には書面にて、令和3年4月20日(火) 17時までに八尾市こども未来部子育て支援課に申し出ること。(書式自由)

9 業務受託候補者の選定方法

(1) 審査方法

選定については、「八尾市つどいの広場事業に係る八尾市公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、書類審査及びヒアリング審査を経て事業計画内容を総合的に評価し、最も総合評価の高い提案者を受託候補者として選定する。また、事業者選定までに、提案参加資格の要件を満たさなくなった場合、及び失格事項に該当することとなった場合は、選定の対象外となる。

(2) 審査項目及び配点について

審査項目及び配点は下記表のとおりとする。

評価項目	評価内容（配点）
基本姿勢及び実施場所の選定について	事業実施に必要な知識や経験・実施に適した場所の選定（35点）
業務実施体制	事業の趣旨理解や応募動機・スタッフの確保・指導・育成等の考え方（35点）
事業内容及び実施手法	事業内容への取組や連携体制、危機管理についての考え方（50点）
資金計画	資金計画について（20点）
ヒアリング審査	応募者の姿勢や事業内容・危機管理等（60点）

※書類審査及びヒアリング審査において、評価点が6割未満の提案者は失格とする。

(3) ヒアリング審査

① 日時及び場所

日時：令和3年5月中旬

場所：八尾市役所会議室（詳細については、後日通知）

② ヒアリング審査の実施方法

応募者からのプレゼンテーションではなく、選定委員からの質問に対して回答する。

（1事業者あたり概ね10分）

② ヒアリング審査の方法

ア) ヒアリング審査に参加できる人数は、1事業者あたり3名以内とする。

応募した法人または団体の概要説明ができる者と子育てアドバイザー2名以内

イ) ヒアリング審査は、提案書に基づき行うものとする。

ウ) 各募集区分において参加者が1者のみであっても、審査を実施するものとする。

(4) 審査結果

参加者全員にそれぞれの結果を通知する。また、募集区分ごとの応募総数と選定者の名称及び評価点については、市ホームページにおいて公開するものとする。

なお、受託候補者として選定した事業者から辞退届が提出された場合は、次点の事業者を選定するものとする。

審査内容、結果についての、異議申し立ては認められない。

9 契約

(1) 審査により決定された法人（団体）と八尾市の間において、業務委託契約を締結する。

(2) 選定委員会において決定された受託候補者と事業計画内容を基に業務内容や契約条件等の詳細に

ついて別途協議のうえ決定する。

- (3) 契約保証金については、八尾市財務規則第122条に該当する場合は、免除するものとする。
- (4) 業務の履行にあたっては、委託業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。
なお業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に八尾市と協議し、書面にて提出し、承認を受けることとする。最終的にはその責任は、受託事業者が負うものとする。
- (5) 契約締結後であっても、事後重大な不適格事項が判明した場合、また委託契約事項を遵守しないなど、当該事業を継続させることが適当でないと本市が認める場合、委託契約を取り消すことがある。
これらの場合、受益者に損害が生じた場合であっても、本市は一切賠償しない。

10 その他

事業の実施状況を把握するために、受託者に資料等の提出を求めたり、実施場所へ検査に伺う場合がある。

開設準備金（委託料）について

つどいの広場を開設するにあたり、開設に必要な諸経費を下記のとおり、委託料として支払う。
ただし、実施場所等選定内容により、金額は異なる。

開設準備金（委託料）については、令和3年度予算成立により確定します。内容により、金額が変更となる場合があります。

(1) 開設準備金（委託料）上限額

	委託金額(開設準備金)	内容
ア. 新規に実施する場合	1 か所あたり 1, 685, 000円以内で 市長が定める額	備品購入費・備品の設置に伴う 付帯工事費、開設場所の保証 金・賃借料(開設前月分のみ)、 消防指導による機材設置費用、 AED 購入費、開設準備のため、 開設前に支出を要した経費
イ. 現在つどいの広場を運営し ている法人が、別の場所で、実 施する場合	1 か所あたり 1, 465, 000円以内で 市長が定める額	備品購入費・備品の設置に伴う 付帯工事費、開設場所の保証 金・賃借料(開設前月分のみ)、 消防指導による機材設置費用、 AED 購入費、開設準備のため、 開設前に支出を要した経費 ※元の場所の広場に使用する ことはできません。
ウ. 現在つどいの広場を運営し ている法人が、現在と同じ場所 で、実施する場合	1 か所あたり 500, 000円以内で 市長が定める額	現在の広場を継続的に実施す るための環境改善事業費とし て、必要な改修や備品の購入に 必要な経費。AED 購入費。

(2) 開設準備金支給のための注意事項

ア (1)イを活用の場合、新しい場所において第2種社会福祉事業の新規届け出の手続きをしていただきます。広場の名称については前回と同一のものは使用できません。

(3) 開設準備金に含まれないもの

- ア 令和3年7月開設後に発生する経費（例：7月以降の運営経費）
- イ 元のつどいの広場に関する経費（例：閉鎖後の元の広場の家賃や光熱水費、人件費等）
- ウ 元のつどいの広場から、新しい広場への移転経費等
- エ 安全確保に必要な耐震診断・耐震改修工事経費等

つどい 校別地域名（教育委員会ホームページより転載）

八尾中学校区

町名	番地
宮町1丁目	全区域
宮町3丁目	1～3番の全区域
山城町 1～4丁目	全区域
山城町5丁目	1～4番の全区域
北本町	全区域
光町	全区域
楠根町1・2丁目	全区域
楠根町4丁目	八尾枚方線以東の区域 1～9、20～33番地（要校区調査区域10・13～18番地）
萱振町	全区域
桜ヶ丘 3丁目	1～75番地
桜ヶ丘4丁目	1～53番地
長池町1～3丁目	全区域
小畑町	1～2丁目の全区域、南北高圧線以西の3丁目40～43・45～59・74～93番地 （要校区調査区域14～16・18・19・22・23・73番地）
緑ヶ丘	1～3丁目の全区域、府営水道敷以西の4丁目6～83番地・5丁目8・9・12～19・ 21～28・32～57・62～72・75番地（要校区調査区域73・74・76番地）
旭ヶ丘	1・4丁目全区域 南北高圧線以西の3丁目27～91番地（要校区調査区域3丁目25・26番地） 府営水道敷以西の5丁目5～10・21～26・32～34・38～78・85番地 ※要校区調査区域については教育委員会、指導課へお問い合わせ下さい。

久宝寺中学校区

町名	番地
久宝寺	全区域
神武町	全区域
高町	全区域
東久宝寺	全区域
北久宝寺	全区域

西久宝寺	全区域
南久宝寺	全区域
渋川町	1・2丁目全区域
末広町1丁目	5～9番全区域、10番7～16号
末広町2丁目	7～9番の全区域
末広町3丁目	3～8番全区域、2番3～11号
末広町4丁目	全区域
末広町5丁目	全区域
美園町	全区域
佐堂町	全区域
久宝園	全区域
宮町2・4～6丁目	全区域
宮町3丁目	4番の全区域
楠根町3・5丁目	全区域
楠根町4丁目	八尾枚方線以西・萱振曙川線以西の区域
	34・35～41番地（要校区調査区域9・10・13～18番地）
	※要校区調査区域については教育委員会、指導課へお問い合わせ下さい。
山城町5丁目	5番の全区域
山賀町 2丁目	35番地の5

桂町中学校区

町名	番地
新家町	全区域
山賀町	1丁目全区域、2丁目35番地の5・9、40番地を除く全区域
	3～6丁目全区域（要校区調査区域2丁目34番地）
泉町	全区域
幸町	全区域
桂町	全区域
高砂町	全区域
福万寺町	全区域
福万寺町北	全区域
山本町北	7～8丁目全区域

八尾小学校区

町名	番地
本町	全区域
南本町	1丁目
清水町	全区域
光南町	全区域
桜ヶ丘	1丁目・2丁目全区域、3丁目76～132番地、4丁目54～70番地
栄町	全区域
東本町	全区域
末広町1丁目	1番～4番の全区域、10番1～6号・17～32号
末広町2丁目	1番～6番の全区域
末広町3丁目	1番全区域、2番1・2号・12～20号

高美中学校区

町名	番地
南本町2～9丁目	全区域
荘内町	全区域
若草町	全区域
青山町1～2丁目	全区域
青山町3丁目	1～3番・5番1～10号・40～69号・6～7番
青山町4丁目	1～9番・10番1～16号・34～36号・11番
青山町5丁目	1～2番・3番1～8号・33～36号・4～7番・8番26～53号
松山町	全区域
高美町	全区域
南小阪合町1丁目	2番1～3号・27～46号
安中町	7～9丁目全区域

龍華中学校区

町名	番地
春日町	全区域
東太子	全区域
植松町	全区域
南太子堂	1～3丁目

太子堂	1・3丁目
龍華町	1丁目1～3番
南植松町	全区域
北木の本	全区域
永畑町	全区域
相生町	全区域
老原	1丁目1～108・111～113、2・5丁目全区域
	3丁目1～26・31～55・6丁目12～28・8丁目1～79
東老原	1丁目1～15

亀井中学校区

町名	番地
太子堂	2丁目・4丁目・5丁目全区域
南太子堂	4～6丁目全区域
跡部本町	全区域
跡部北の町	全区域
跡部南の町	全区域
龍華町 1丁目	4番の全区域
龍華町 2丁目	全区域
南亀井町	全区域
亀井町	全区域
北亀井町	全区域
竹淵	全区域
竹淵西	全区域
竹淵東	全区域

安中小学校区

町名	番地
陽光園	全区域
明美町	全区域
安中町	1～6丁目全区域
渋川町	3～7丁目全区域

南高安中学校区

町名	番地
大字教興寺・教興寺	全区域
大字垣内・垣内	全区域
大字恩智	全区域
大字黒谷	958・992～996・998～999番地・1001～1074・1086・1132～1133・1137番地
黒谷	1丁目全区域・2丁目42・78～97・101～323番地・3～5丁目全区域
大字神宮寺	全区域
神宮寺3～5丁目	全区域
恩智南町	1丁目1～175番地・2～5丁目全区域
恩智北町	1丁目1～87・89～101・103～118番地・2～4丁目全区域
恩智中町1丁目	1～41・43～90・100～103・112～119番地・127～143・151～158・161～225番地
恩智中町2～5丁目	全区域

曙川中学校区

町名	番地
山本町南	全区域
小阪合町	全区域
南小阪合町	1丁目1番・2番4～26号・2～5丁目全区域
山本高安町	全区域
中田2丁目	全区域
青山町3丁目	4番・5番11～39号
青山町5丁目	8番1～25号・54～55号
東山本新町	全区域
高安町北	全区域
高安町南	全区域

曙川南中学校区

町名	番地
刑部	全区域
中田	1丁目・3～5丁目
八尾木北	全区域

柏村町	全区域
恩智北町1丁目	88・102・119～377番地
青山町4丁目	10番17～33号
青山町5丁目	3番9～32号
大字東弓削	全区域
都塚	全区域
天王寺屋	3～7丁目全区域
曙川東	全区域
大字二俣・二俣	全区域
東弓削	全区域
神宮寺1・2丁目	全区域
恩智南町1丁目	176～213番地
恩智中町1丁目	42・91～99・104～111・120～126番地、144～150・159・160・226～263番地
大字八尾木	全区域
八尾木	全区域
曙町	全区域
大字都塚	全区域
大字刑部	全区域
八尾木東	全区域

大正中学校区

町名	番地
若林町	全区域
太田	全区域
沼	全区域
太田新町	全区域
西弓削	3丁目116～155番地
木の本	全区域
南木の本	全区域
西木の本	全区域
大字木の本	全区域
空港	2丁目全区域

志紀中学校区

町名	番地
老原	1丁目109・110・114～156番地、3丁目27～30・56～84番地
	6丁目1～11・29～93番地、8丁目80～120番地、4・7・9丁目全区域
東老原	1丁目37～44・2丁目全区域
田井中	全区域
志紀町	全区域
志紀町西	全区域
弓削町	全区域
弓削町南	全区域
天王寺屋1・2丁目	全区域
志紀町南	全区域
西弓削	1・2丁目全区域3丁目1～115番地
空港1丁目	全区域

高安中学校区

町名	番地
大字大窪	全区域
大字山畑	全区域
服部川	全区域
大字服部川	全区域
郡川	全区域
大字郡川	全区域
大字千塚	全区域
大字黒谷	626・670・974～991番地
黒谷2丁目	1～41・43～77・98～100番地
黒谷6丁目	全区域
楽音寺・大字楽音寺	全区域
大竹	全区域
水越	全区域
千塚	全区域
神立・大字神立	全区域

東中学校区

町名	番地
東山本町	全区域
東町	全区域
上之島町南5丁目	29番地
上之島町南6丁目	19～23番地
上之島町南7丁目	21～29番地
上尾町1丁目	20～29番地
上尾町2丁目	27～34番地
上尾町3丁目	59～75番地
西高安町1丁目	66～90番地
山本町	全区域
西山本町	全区域
旭ヶ丘2丁目	全区域
旭ヶ丘3丁目	南北高圧線以東の区域・1～18・20番地（要校区調査区域25・26番地） ※要校区調査区域については教育委員会、指導課へお問い合わせ下さい。
旭ヶ丘5丁目	府営水道敷以東の区域・1～4番地

上之島中学校区

町名	番地
山本町北	1～6丁目全区域
堤町	全区域
上之島町北	全区域
上之島町南1～4丁目	全区域
上之島町南5丁目	1～28番地
上之島町南6丁目	1～18番地
上之島町南7丁目	1～6・12番地
長池町	4・5丁目全区域
小畑町3丁目	南北高圧線以東の区域・1～12・25～37・60～72番地 (要調査区域14～16・18・19・22・23・73番地)
小畑町4丁目	全区域
緑ヶ丘4丁目	府営水道敷以東の区域・1～5番地

緑ヶ丘5丁目	府営水道敷以東の区域・1・2・5・77～89・94・96・100・103・110・116番地
	125・129～131・133・135～137番地（要調査区域76番地）
	※要校区調査区域については教育委員会、指導課へお問い合わせ下さい。
福万寺町南	全区域
福栄町	全区域
西高安町1丁目	1～65番地
西高安町2～5丁目	全区域
上尾町1丁目	1～19番地
上尾町2丁目	1～26番地
上尾町3丁目	1～58番地
上尾町4～9丁目	全区域